

研究班報告 4 フランス革命以降における地域紛争の国際政治史的比較研究

ポスト冷戦期の争点 〈Head-Hunting syndrome〉

黒柳 米司

はじめに

20世紀は「戦争と革命の世紀」であるといわれる。前半には世界初の社会主義国家を生んだロシア革命を挟んで二つの世界大戦が戦われ、後半には米ソ両超大国が率いる二つの陣営間の敵対関係が世界の隅々にまで影を落としてきた。冷戦が触発し、あるいは増幅したとされる多くの地域・国際紛争を体験してきたわれわれは、半世紀に及ぶ冷戦の急速な終結を歓迎するものの、冷戦後の世界がより平和な世界であるとき対するは余りに楽観的とのそしりを免れまい。ユーゴスラヴィア、ソマリア、カンボジアなどにおける絶望的内戦や湾岸危機が示すように、この世界は依然として多くの紛争要因に満ちており、しかも、これらの紛争をさらに破壊的なものとして余りある近代兵器が軍事市場に溢れている。

もちろん、問題は、顕在的かつ軍事的な紛争に尽きるものではない。冷戦自体がそうであったように、冷戦以後にも不断の緊張関係としての紛争が、世界の平和を脅かしかねないと想定せねばなるまい。小論では、「ポスト冷戦」期に欧米先進諸国と第三世界諸国の間で戦われるかもしれない、いわば〈南北冷戦〉とも仮称しうる状況について若干の考察を加えたい。

1. 歴史の後知恵としての冷戦観

「歴史の後知恵」としていえば、冷戦とは「平和・独立・発展という普遍的価値のチャンピオンシップをめぐる米ソの拮抗関係」に他ならなかった。すなわち、国際平和、民族独立、そして経済発展という世界共通の価値を実現するに際して、米国モデル（自由民主主義）とソ連モデル（社会主義）のいずれがより効果的かつ適切であるかについての自己

主張の衝突が、戦略的核戦力に裏づけられたことによって、相互の存亡を懸けた敵対関係にまで激化したのが冷戦であったといえるのではあるまいか。

冷戦の一方の当事者であった超大国ソ連とこれに追随する社会主義諸国は、(1)陣営内ではユーゴスラヴィアのコミンフォルム追放、ポーランド・ハンガリー動乱、中ソ対立、チェコ事件といった一連の内紛を繰り返し、(2)対外的には親ソ派のキューバによるアフリカ戦線派兵や、ヴェトナムのカンボジア侵攻、さらにはソ連自身のアフガニスタン侵攻にいたる一連の破壊的行為——彼らの価値観からは革命的行為——を強行し、(3)各国の国民経済を疲弊させ、ついには自らの陣営のみならず各国家体制の“自壊”をさえもたらしたのである。この意味で、1960年代冒頭のフルシチョフ＝ケネディ間の「台所論争」の前提となった社会主義建設への自身に裏づけられた〈モデルによる革命〉論が、ついにソ連外交の基本戦略として定着しなかったことは、歴史の悲劇というほかない。

2. 「ソ連脅威論」に代わるもの

1989年のベルリンの壁の崩壊に端を発したソ連・東欧圏の解体は、過去半世紀にわたって欧米先進諸国の強迫観念となってきた国際共産主義の脅威が事実上消滅したことを意味する。かくして、冷戦に代わる「新国際秩序」の模索が現実の課題として認識されるにいたったのである。単純化の誹りを恐れずにいえば、欧米先進諸国（とりわけ米国）の対応は、ほぼ三つの方向をたどりつつある。

第一は、いわゆる〈平和の配当〉論に代表されるもので、冷戦的緊張の低下に呼応した軍備縮小、民需転換の推進によって、冷戦の経済的重圧からの脱却をはかる動きである。とはいえ、軍拡の不経済性という認識は、各

国内に巨大な影響力を有する軍産複合体の抵抗もあって、必ずしも政策として定着してきてはいないようである。第二は、ジョン・L・ギャディスのいう冷戦＝＜永い平和＞論の延長線上にあるもので、冷戦構造の下で抑えこまれてきた第三世界の矛盾が、冷戦の終結にともなう地域大国の台頭と相まって、民族紛争、領土紛争として噴出するのを阻止して平和と安定を確保しようとする動きである。冷戦期には機能麻痺に陥ってきた国連安保理が、常任理事国の間に辛うじて成立するにいたった結束を背景として平和創造活動を展開しようとする傾向は、その好例であろう。

加えて、第三に、冷戦に“勝利した”欧米先進諸国が共通の指針たる自由民主主義の優越性を確信し、これに抵抗する勢力を排除しようとする動きである。より具体的には、人権、環境、民主化を人類の普遍的価値とみなし、これを侵害する国家を「人類に対する犯罪」として断罪し、国際的圧力——必要とあれば軍事的圧力——を行使して矯正するという、いわゆる〈人道的干渉〉の哲学である。

3. Head-Hunting Syndrome

欧米先進諸国の共通の敵とされた抑圧的国家の問題は、原理と実践の両面で重大な陥穽をとまなっていると知らねばならない。原理面では、近代国際関係成立らしいの「主権の不可侵性＝内政不干渉」の大原則を、“人類”というより高次の基準に依拠することで否定することの当否である。特に重大な疑問は、人権、環境、民主化という価値自体に客観的な判断基準が確立されていない段階で、欧米先進諸国がその解釈権を独占しつつあるのではないかという懸念である。これとの関連で、実践面では、このようなく人道的干渉〉の対象となるのが、事実上第三世界諸国に限定されることから、冷戦期から未解決のまま残されてきた南北対立に新たな緊張要因を追加することになるのではないかという問題である。

実際、「人権・環境外交」を推進する欧米先進諸国に対して、少なからぬ第三世界諸国が、激しい反論を企てつつある。たとえば、

天安門事件で欧米諸国の経済制裁に直面した中国は、「人権とは、中国の文脈でいえば、何よりも生存権であり、発展権である」と反論する。貧困こそ非人権的であるというのである。同様に、マレーシアの指導者も、熱帯雨林伐採をめぐる先進諸国からの圧力に対して「商業伐採が森林を減ぼすことはないが、貧困はこれを破壊する」と論じ、同国の開発手段としての熱帯雨林を人類の見地から保全を求められることに反発を隠さない。このような、人権、環境、民主化（Human-right, Environment, and Democratization）という価値をめぐる先進諸国と第三世界諸国との応酬——いわば、〈Head-Hunting Syndrome〉とも呼びうる南北間の緊張——は、少なくとも二つの側面で注目し値する。

一つは概念的な問題で、たとえば、香港のパテン総督が、最近「香港の民主化」に着手したことについて、阿片戦争で獲得していらいほぼ一世紀にわたって香港を非民主的に支配してきた英国が、中国への返還をわずか数年後に控えた時点で「香港の民主化」を語ることは、香港人への配慮ではなく、統治権者英国の面子（あるいは良心）を満足させるためのものではないのかという素朴な疑問にはどう答えるのか？これに対し、歴史の発展段階のしからしむるところと弁ずることは十分可能であろう。とすれば、第三世界諸国の多くが、いまなお限定された発展段階におかれており、人権、環境、民主化といった普遍的価値に十全に——欧米先進諸国が満足する程度までは——配慮する余裕がないという主張を、弁解や詭弁として否定しうるのか？

もう一つは、現実的な側面で、Head-Hunting Syndromeが、中国とASEAN諸国に欧米の独善性批判という共通認識を提供しつつあるのではないかという事実である。現にシンガポールのある閣僚は、ここに「東洋という共通意識の再燃」を見るとさえ指摘しているほどである。とくに、中国とマレーシアの論調には明らかな同一性が認められる。もちろん、これは両国間の協議の結果ではなく、しかも両国間には伝統的な相互不信があり、南シナ海での領有権問題をめぐる対立も抱え

ているため、現状を反欧米統一戦線の萌芽と見るのは明らかに誇張でしかない。にもかかわらず、南北対立という文脈に、東洋対西洋という文明的な対立要素が加味されつつあることは、国際緊張の緩和という見地からは見過ごしがたい兆候であろう。たとえば、マレーシアがASEAN諸国に日韓中などを加えた「東アジア経済協議体」(EAEC)を強力に推進しつつあるが、その底流に強烈な反米意識があることはすでに公然の秘密である。

むすび

冷戦以後の新国際秩序の模索とは、つまり転換期の不透明性の別名でしかない。勝者としての欧米先進諸国は、ソ連脅威論に代わるものとして、地域紛争(とくに民族、領土紛争、地域覇権主義)とならんで、人権・環境・民主化の侵害者を世界平和の敵として照準を設定し、圧倒的に優位な軍事的、経済的パワーによって、これを制圧する決意を固めつつあるように思われる。〈Head-Hunting Syndrome〉に関しては、必ずしも悲観的な展望を描き、いたずらな警戒信号を発すべきではないとしても、対処を誤ると冷戦後の新たな国際争点となる危険性を秘めていると指摘する必要があるだろう。

当事者の一方たる欧米先進諸国の側については、〈人道的干渉〉は、つまるところ、人道的という限定つきとはいえ内政干渉という例外的行動であるという事実を繰り返す再確

認すべきであり、人権、環境、民主化という価値の実現について第三世界諸国独自の自助に期待し、あまりに性急かつ一方的な見解の押しつけに終わることのないよう、ある種の自制が必要である。国連安保理五大国のメンバーたる中国(潜在的にはソ連も)が警戒の対象となっている——中国は、〈Head-Hunting Syndrome〉との関連で、独自の人権観とならんで、国際社会における国家の平等性と内政不干渉とを繰り返し強調している——という事実の重要性は改めて強調するにはあたるまい。この点で、アジアの先進国という独自の地位を占める日本の位置はまことに微妙かつ重要である。

他方、第三世界諸国の側については、「発展途上という特殊事情」を強調することで人権、環境、民主化の不備について自己弁護を試みたり、いたずらに欧米先進諸国との対決姿勢を誇示したりすることの不当さが強調されねばならない。というのは、これらの価値の実現は、欧米先進諸国のためではなく、まさしく第三世界諸国自身の安定的発展のための基本的条件だからである。というのは、一定の「猶予期間」を越えて人権侵害、環境破壊、民主化抑圧が持続されれば、国民の忍耐力は無限ではないからである。要するに、第三世界諸国にとって〈Head-Hunting Syndrome〉とは、その表面的状況が示すような先進諸国との対決ではなく、自己改革、自己革新への契機と理解されるべきなのである。

目次			
はじめに	田中 浩	2	ICPS ニュース・レター 第2号 1993年3月 編集・発行：国際比較政治研究所(大東文化大学) 〒175 東京都板橋区高島平1-9-1 TEL 03(5399)7341 ダイヤルイン 印刷：杉田屋印刷株式会社
研究班報告			
1. 福祉国家の政治経済学的比較研究	田中 浩	3	
2. 儒教圏の近代化の比較研究	和田 守	4	
3. 東西ドイツ再統一化の中の大学 —フンボルト大学雑感—	安 世舟	6	
4. ポスト冷戦期の争点 〈Head-Hunting syndrome〉	黒柳米司	10	